

議案第 4 8 号

八広地域プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
八広地域プラザ	東京都墨田区八広四丁目 3 5 番 1 7 号 一般社団法人吾嬬の里 理事長 泉 幸延	令和 7 年 4 月 1 日から令 和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

八広地域プラザの指定管理者を指定する必要がある。